

一般会計等財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………該当事項はありません。

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価 (又は償却原価法 (定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当事項はありません。

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除きます。) ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 10年～60年

物品 3年～15年

- ② 無形固定資産……………該当事項はありません。
- ③ リース資産……………該当事項はありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当事項はありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうちいすみ市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当事項はありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（いすみ市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当事項はありません。

(4) 重大な災害等の発生

該当事項はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当事項はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 8.4%

将来負担比率 56.6%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,210千円
繰越事業に係る将来の支出予定額 642,909千円

⑥ 過年度修正等に関する事項

該当事項はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当事項はありません。

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

該当事項はありません。

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

該当事項はありません。

③ 減債基金に係る積立不足額

該当事項はありません。

④ 基金借入金（繰替運用）

該当事項はありません。

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 15,274,231千円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模 11,169,177千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,571,978千円

将来負担額 26,783,956千円

充当可能基金額 5,878,640千円

特定財源見込額 199,065千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 15,274,231千円

⑦ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当事項はありません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

総務省方式改訂モデルから統一的な基準へ変更したことによる主な影響額。

該当事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 551,617千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	16,292,672千円	16,322,301千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0千円	0千円
資金収支計算書	16,292,672千円	16,322,301千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳
資金収支計算書

業務活動収支 1,919,165千円

投資活動収入の国県等補助金収入 122,381千円

未収債権額の減少 △108,714千円

減価償却費 △2,691,385千円

賞与等引当金増減額 519千円

退職手当引当金増減額 75,336千円

徴収不能引当金増減額 3,276千円

資産除売却益 830千円

その他 542千円

純資産変動計算書の本年度差額 △678,050千円

④ 一時借入金

該当事項はありません。

⑤ 重要な非資金取引

該当事項はありません。